

平成28年5月25日
原子力安全対策室

志賀原子力発電所2号機
警備員の微量の被ばくの可能性について

本日、北陸電力(株)から、5月24日午後9時頃、志賀原子力発電所2号機の非常用ディーゼル発電機室において、配管溶接部の放射線透過検査中の立入禁止区域内に警備員1名が誤って立入り、微量の被ばくをした可能性があるとの連絡があった。

警備員が受けた可能性がある被ばく線量は、法令上の基準に比べ十分低く、身体に影響のあるレベルではないと評価されているが、北陸電力と締結している「連絡基準に係る覚書」に基づく県、志賀町への速やかな連絡が必要なものに該当することから、今回、連絡があったもの。

県及び志賀町では、周辺市町（七尾市、羽咋市、中能登町）とともに本日午後1時から立入調査を行い、現場の管理状況や警備員の教育訓練の状況について確認を行った。

県では、今後の定期的立入調査により、北陸電力の再発防止策への取組状況の確認を行っていく。

危機管理監室 原子力安全対策室 (直通)076-225-1465 (内線) 4310
